

Ⅲ 義務規定の見直し ①介護福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「認知症等の心身の状況に応じた介護」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。(公布日施行)

改正案	現 行
◆<u>誠実義務</u> 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性 に<u>応じ自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場 に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」 ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、<u>認知症であること等の心身の状況その他の 状況に応じて、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービス その他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう</u>、<u>福祉サービ スを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者 その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆<u>資質向上の責務</u> 「<u>介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応する ため、介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければなら ない。</u>」 ◆名称の使用制限	◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療 関係者との連携を保た なければならない。</u>」 ◆名称の使用制限